

## 一般社団法人 大館青年会議所 特定資産管理規程

### (総 則)

第1条 本規程は、一般社団法人 大館青年会議所(以下「本会議所」という。)の特定資産の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 本会議所は、周年事業及び主管大会事業の実施において必要に応じて特定資産を運用することを目的とする。

### (管理責任者)

第3条 特定資産の管理責任者は、理事長とする。

### (運用益)

第4条 特定資産で生じた運用益(利息を含む。)は、特定資産に繰り入れるものとする。

### (特定資産の区分)

第5条 特定資産は、貸借対照表及び財産目録にて目的を示した名称を付した特定資産として、他の資産と明確に区分して管理する。

### (処分及び取り崩し)

第6条 特定資産は第2条の目的の支出に充てるため、取り崩しを行う場合は、総会の決議を得なければ、取り崩すことが出来ない。

- 2 前項にかかわらず、目的外に取り崩しを行う場合には、特定資産管理委員会を設け、特定資産管理委員会の同意を経て、理事会で決議後、取り崩しが必要な理由を付して総会に付議し、その決議を得なければならない。

### (特定資産管理委員会)

第7条 特定資産管理委員会は、理事長、直前理事長、副理事長、財政局長及び専務理事をもって構成する。

第7条2 特定資産管理委員会は理事長が委員長となり、必要と認めたときに招集し、委員資格者の過半数の出席をもって成立する。決議は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

### (改 廃)

第8条 本規程の改廃は理事会の決議による。

### 附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。